

指定居宅サービス事業者等に対する行政処分について

指定居宅サービス事業者及び指定事業者に対し、令和5年11月14日付けで次のとおり介護保険法（以下「法」という。）に基づく指定の一部効力停止処分を行いました。

1 対象事業者

- (1) 法人名 めいじ永寿介護サービス株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 山下 幸恵
- (3) 所在地 明治団地1番地14

2 対象事業所

- (1) 事業所名 めいじ永寿介護サービスステーション通所介護事業所
- (2) サービス種類 通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
- (3) 所在地 明治団地1番地14

3 処分内容

- (1) 新規利用者受入停止3か月
- (2) 報酬請求上限7割3か月

4 処分年月日 令和5年11月14日

5 効力停止期間 令和5年12月1日から令和6年2月29日

6 処分事由

(1) 通所介護

ア 運営基準違反（法第77条第1項第4号）

(ア) 通所介護計画の作成

令和元年7月に実施した実地指導において、通所介護計画が作成されていなかったことから作成するよう指導し、事業者による改善報告を市に行ったにもかかわらず、令和5年8月に実施した監査において、利用者24名（サービス提供終了者13名含む）について通所介護計画が未作成であり、基準違反状態が改善されていなかったことが確認された。

(イ) 管理者の責務

管理者は、指定通所介護の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとされているが、利用者の通所介護計画が作成されていない状況を把握しておらず、管理者としての責務を果たしていなかった。

(2) 第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

ア 運営基準違反（法第115条の45の9第1項第1号）

(ア) 指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針

令和元年7月に実施した実地指導において、通所介護計画が作成されていなかったことから作成するよう指導し、事業者による改善報告を市に行ったにもかかわらず、令和5年8月に実施した監査において、利用者（サービス提供終了者）1名について介護予防通所介護相当サービス計画が未作成であり、基準違反状態が改善されていなかったことが確認された。